

平成 17 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社大東銀行
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 武
(コード番号 8563 東証第一部)
問 合 せ 先 経営部長 倉戸 啓
(TEL . 024 - 925 - 1111)

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は平成 17 年 2 月 25 日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 新株予約権の発行理由

当社がより一層安定的で健全な経営を行っていくには、利益の蓄積による内部留保の充実に加え、エクイティ・ファイナンスによる株主資本の強化を図る必要があります。株主資本強化を実現するための資本調達スキームは多様にありますが、当社は新株予約権の発行によることが現時点における最良の選択であると判断いたしました。当社は、時価に即した行使価額で速やかに新株の発行ができる本スキームを組むことにより、株主資本の増強を効率的に進める予定であります。

2 新株予約権の発行要領

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 . 新株予約権の名称 | 株式会社大東銀行第 1 回新株予約権 |
| 2 . 新株予約権の総数 | 1,000 個 |
| 3 . 新株予約権の目的である株式の種類および数 | 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式 10,000,000 株とする。(本新株予約権 1 個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は 10,000 株とする。
ただし、第 19 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 |
| 4 . 各新株予約権の発行価額 | 本新株予約権 1 個当たり 20,000 円 |

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(本新株予約権の目的である株式1株当たり2円)

5. 新株予約権の発行総額 20,000,000円とする。
6. 新株予約権の申込期日 平成17年3月14日
7. 新株予約権の払込期日 平成17年3月14日
8. 新株予約権の行使の際の払込金額 本新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初204円とする。
9. 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 2,040,000,000円
(ただし、第20項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加または減少する。)
10. 新株予約権の発行価額およびその行使の際の払込金額の算定理由 当社は、所定の条件の下に二項モデルを用いて新株予約権の理論価値(オプションバリュー)を算出した。その算出の過程においては新株予約権の非市場性が勘案されていないことから、その限度でこれをディスカウントすることとした。かかるディスカウント後の発行価額の決定に際しては、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株式価格、当該株価の騰落習性、売買出来高の実績、会社の資産状態、収益状況、発行済株式数、新株予約権の発行により新たに発行され得る株式数、株式市況の動向、これらから予測される株式の消化可能性等の諸事情を勘案し、当社の目的実現の達成可能性と投資家の当社に対する投資リスクを、公募増資、転換社債の発行その他の資本調達手法との比較を踏まえて総合的に検討した。かかる状況において、新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した20,000円を、新株予約権の1個当たり発行価額とした。また、新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成17年2月25日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を2%上回る額とした。
11. 新株予約権の権利行使期間 平成17年3月15日から平成19年3月30日まで(ただし、第13項各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合、消却される

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の3日後を権利行使期間の最終日とする。)。ただし、権利行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

- 12.新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 13.新株予約権の消却事由および消却の条件 (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個当たり20,000円にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
(2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ1か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権1個当たり20,000円にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。
- 14.新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 15.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、第19項および第20項または第21項によって修正または調整が行われることがある。
- 16.新株予約権の行使請求受付場所 株式会社大東銀行 本店
- 17.新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社大東銀行 本店
- 18.新株予約権の期中行使があった場合の株式に関する 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、本新株

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る配当金の計算

予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

19.各新株予約権の目的たる株式の数の調整

当社が第21項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

20.行使価額の修正

平成17年3月18日以後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（1円未満を切り捨てる。）の90%に相当する金額（1円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、第21項で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が102円（以下「下限行使価額」という。ただし、第21項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額が306円（以下「上限行使価額」という。ただし、第21項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

21.行使価額の調整

当社は、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）ならびに株式分割により普通株式を発行する場合および時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式に

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、株式併合の場合等にも適宜行使価額を調整する。

22. 募集の方法 第三者割当ての方法により、すべてをみずほ証券株式会社に割り当てる。
23. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
24. 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご 参 考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

新株予約権の行使の際の払込金額を含めた手取概算額2,050,000,000円については、主として運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績に応じた適正な利益還元を安定的に行うことが重要な経営課題であると考えています。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当該期の業績ならびに今後の収益見通し等を総合的に判断し決定致します。

(3) 内部留保資金の使途

設備投資および新たな事業展開に使用致します。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	76.64 円	120.40 円	33.27 円
1 株当たり配当金 (内1株当たり中間配当金)	4 円 (2.50 円)	- 円 (- 円)	- 円 (- 円)
実 績 配 当 性 向	- %	- %	- %
株主資本当期純利益率	24.28%	59.33%	19.58%
株 主 資 本 配 当 率	1.51%	- %	- %

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成17年2月25日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は9.0%となる見込みです。

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権がすべて当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値です。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

平成14年7月18日 有償 第三者割当 発行株式数33,192,000株 発行価額300円
資本組入額150円

(3) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	343円	315円	295円	178円
高 値	380円	340円	300円	285円
安 値	249円	286円	154円	126円
終 値	320円	300円	178円	200円
株価収益率	4.18倍	2.49倍	5.35倍	- 倍

(注) 1.平成17年3月期の株価については、平成17年2月24日現在で表示しております。
2.株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社	
割当新株予約権数	1,000個	
払込金額	20,000,000円	
割当予定先の内容	住 所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名	取締役社長 大澤 佳雄
	資本の額	195,146百万円
	事業の内容	証券業
当社との関係	大株主及び持株比率	株式会社みずほコーポレート銀行 81.5% 農林中央金庫 18.5%
	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数 : 155,000株 当社が保有している割当予定先の株式の数 : 0株
	取引関係等	証券取引
	人的関係等	なし

(注) 資本の額、大株主及び持株比率、出資関係および人的関係は、平成16年12月末日現在のものです。

以 上

この文書は、当社の新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。